

福祉サービス第三者評価

評価結果報告書

ののはな保育園

2023年12月

第三者評価機関

特定非営利活動法人

よこはま地域福祉研究センター

Third party evaluation

目 次

施設・事業所情報.....	1
総評.....	2
第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント.....	3
評価結果 共通評価.....	4
評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織.....	4
評価対象Ⅱ 組織の運営管理.....	6
評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施.....	9
評価結果 内容評価.....	14
A-1 保育内容.....	14
A-2 子育て支援.....	18
A-3 保育の質の向上.....	18

施設・事業所情報

第三者評価機関名

特定非営利活動法人よこはま地域福祉研究センター

①施設・事業所情報

■名称	ののほな保育園
■種別	認可保育所
■代表者氏名	伊藤雅子
■定員（利用人数）	50人（50人）
■所在地	横浜市戸塚区戸塚町 4396
■TEL	045-861-4830
■ホームページ	www.momo.ed.jp

【施設・事業所の概要】

■開設年月日	平成25年（2013年）4月1日
■経営法人・設置主体	社会福祉法人ももの会
■職員数（常勤）	11名
■職員数（非常勤）	16名
■専門職員（名称別）	・園長 1人 ・保育士 17人 ・栄養士 3人 ・保育補助 3人 ・調理補助 1人 ・保育事務 1人
■施設設備の概要	・居室数 6室 ・設備等 事務室、保健室、更衣室、給食室、給食職員更衣室、乳児用トイレ、幼児用トイレ、みんなのトイレ、エレベーターなど

②理念・基本方針

保育理念

1. 子どもの育とうとする力を信じ、環境を通じて保育を行います

2. 「あそぶ」ことを保育の中心に置きます
3. 意思を持った一人の人格として子どもを尊重します

保育目標

こころも からだも けんこうな子

③施設・事業所の特徴的な取組

木の温もりを大切にした園舎の中で、元気いっぱい子どもたちが毎日登園しています。春は、梅、枝垂れ桜、木蓮、チューリップ等色とりどりの花々が咲き、夏は子どもたちが栽培するキュウリ、なす、おくら、ゴーヤなどが実ります。秋は紅葉が紅葉し、バケツの小さな田んぼで育てたお米を収穫します。

子ども一人一人が主人公の毎日の中で、愛されていることを実感できる保育をしています。

日々の保育の中で戸外遊びは、砂遊び、泥んこ遊び、夏はプールを出して水遊びを楽しみます。地域の公園でも、園庭のように子どもたちの思い思いの遊びを楽しみます。

室内では、手先を使った遊びや、乳児から幼児までリズム遊びを大切に考え、ピアノの音に合わせて体を自由に動かすことやピアノの音に瞬時に反応し、ウサギ、金魚、アヒル、馬などになって身体的な発達を促します。

④第三者評価の受審状況

■評価実施期間	2023/4/10	(契約日)～	2023/11/7	(評価結果確定日)
---------	-----------	--------	-----------	-----------

■受審回数 (前回の受審時期)	1	回 (2017 年度)
-----------------	---	--------------

総評

【特徴 今後期待される点】

◆子どもの気持ちを尊重した保育の中、子どもたちは自分らしさを発揮して活動しています

職員は、子どもの気持ちを尊重した保育をするように努めています。会議などで子どもの権利や個性を尊重した保育の在り方を職員間で話し合っ一人ひとりの子どもの状況を把握し、共通認識を持って個別に対応しています。また、異年齢保育等を通じて子どもが相手の気持ちを理解し、思いやりの心を育むよう働きかけています。保育士は絶えず優しく声をかけ、靴を上手に履けない子どもには出来るようにやり方を教え、ゆっくり待ったり、やりたくない気持ちも汲んで「手伝って良い？」と聞いたりしています。乳児クラスでは、保育士が子どもの遊んでいる様子を見て、友だちと一緒に遊べるよう声掛けして大きく遊びが展開しています。幼児クラスでは、子どもたちはお店屋さんごっこで一緒に制作たり、店員さんとお客さんの役割を交替しながら、それぞれの役割を楽しんでいます。また、5歳児クラスは、運動会でやりたいことを話し合っ保育士に提案し、友達と一緒に考えたり取り組む楽しさを経験しています。

この様に自分の意思を尊重してもらえる日々の保育の中で、子どもたちは好きな遊びを選んだり、友だちと遊びを工夫したりしながら、様々なことを経験し、自分らしさを発揮して保育園生活を楽しんでいます。

◆職員はコミュニケーションを図り連携しながら、子ども中心の保育実践を目指しています

職員は、日々の打ち合わせや会議での話し合いだけでなく、午睡時間などを使って、様々な話し合いを実施し、共通認識を持って個々の子どもに応じた保育を実践しています。また、保育日誌に毎週保育士の気づき・考察（1歳児が自分から帽子を取りに行き、友だちにも手渡すなど子どもの成長の様子や感性が伝わる楽しいエピソード）を記載するなど、常に注意して子どもたちの様子を見るよう努めています。職員の考える保育ではなく、子どもの視線に立って、子どもが求めていることに応えるようにしています。子どもの様子を見守り、子どもの気持ちを受け止め、気分を変える時間を作るようにしています。さらに、子どもが皆と同じ活動を一緒にやらない自由もあるとして、職員間で連携して子どもと1対1で個別対応できるようにしています。園長は、「子ども中心の保育」を目標に研修で得た情報を職員に伝え、職員の改善提案を積極的に採用して、職員の主体性や意欲を引き出し、保育の質の向上を意欲的に進めています。

◆非常勤職員を含めた情報共有の仕組みを期待します

園は、職員会議やカリキュラム会議などの細かな情報が非常勤職員に周知されていないことに気づき、非常勤職員会議の他、非常勤職員も参加する乳児会・幼児会を設置しました。今後はさらに、日々の周知の仕組みを考え、全職員が情報を得て、共通の理解を持って取り組まれることを期待します。

◆地域交流と地域貢献の実施を期待します

全体的な計画に「地域・社会への貢献」を、中期計画に「地域子育て支援の向上」と明示し、園庭開放や法人系列園合同で育児講座を開催していますが、地域住民に対する多様な相談事業などは実施されていません。地域交流は、コロナ禍後具体的な活動は休止しています。今後は、保育実践で蓄積された高い専門性と園らしさを発揮して、さらなる地域交流と地域貢献の取組が期待されます。

第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

最初は文章の中の一つひとつの言葉を調べることから始まった自己評価ですが、皆で会議の中では話すことができないことをじっくりと話すことができ、職員ひとり一人にとってとても勉強になりました。毎日の仕事の中では見えていなかったことをたくさん知ることができました。グループ討議の中で、書類の管理されている場所や内容が、正規の職員には知らされていても非常勤の職員にはわからないという意見が出され、職員会議や非常勤会議の中で伝えていたつもりになっていることが多いことを感じました。その結果を受けて、会議の形を変え、職員一同が共通理解できる環境をつくり始めました。また、保育園は社会福祉事業の中の一つの施設であることを再認識しました。

保護者アンケートのご協力も頂き、保護者の皆様のご意見の中から、職員が励まされ、また保育全体を見直すきっかけにつながりました。

今後は、公表していただいた第三者評価の結果をもとに今後の課題としてお示しいただいた、地域の施設等との連携や実際には行っている内容の中でも、明文化されていない事の明文化など、課題をクリアし、子どもたち、保護者の皆様にとって安心して利用できる施設となるよう全職員で協力し、研鑽を深め、地域に根差した保育施設となるよう、事業に取り組んでいきたいと思っております。

園長 伊藤 雅子

第三者評価結果

※かながわ福祉サービス第三者評価推進機構では、a・b・c評価の判断基準を次のように定めています
 a評価：よりよいサービスの水準・状態
 b評価：多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組の余地がある状態
 c評価：b以上の取組となることを期待する状態

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価 結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<コメント> 法人共通の3つ理念と保育目標を掲げ、ホームページやパンフレット、事業計画等に明示して広く周知に努めています。職員に対しては、入職時の説明をはじめ職員会議や園内研修等で説明し、目標管理面接の個人目標や園の月間目標の内容にも反映して、職員の意識付けと実践を促しています。また、パンフレットや重要事項説明書に理念の意味やその実現のための具体的な保育実践について分かりやすく記載するとともに、入園説明会や保護者懇談会等で詳しく説明し、園・保護者が認識を共有出来るよう努めています。なお、非常勤職員の理解の度合いや保護者の周知状況を確認するなど、さらなる理解浸透のための取り組みが必要と捉えています。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価 結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント> 法人として複数の保育園を運営し、法人組織全体で保育・福祉に関する情報収集と共有化に努めています。園独自にも、行政通知や保育関係団体からの情報提供をはじめ、よこはま☆保育・教育宣言や戸塚区地域福祉保健計画等の内容を確認して福祉全般の情報収集を行うとともに、戸塚区の園長会や幼保小連携事業等に参加し、地域の状況や福祉ニーズの分析・把握に努めています。園の事業収支や保育のコスト分析、通園児数の推移等の運営状況は、法人本部と情報共有して分析・評価し、事業運営の健全化に努力しています。	
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<コメント> 法人の園長会議、経営会議等で組織全体の運営状況の分析と情報共有を実施するほか、各々の経営課題の明確化と改善に向けた協議を行っています。園独自にも地域のニーズを反映し、入所定員や人員配置、環境整備等の課題改善に努めています。法人の各会議の内容や園の運営課題は、職員会議等を通じて職員に周知しています。2019年より、法人の新たなビジョンとして3つの保育理念を掲げ、地域の保育ニーズへの対応とさらなる保育の質向上、法令遵守と公正な業務執行、人材確保・育成等に注力するとともに、園でも業務効率化とサービスの向上、さらなる保育内容の充実化、地域子育て支援の向上、保育人材の育成等を重要課題に中長期計画に位置づけ、順次改善に取り組んでいます。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価 結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<コメント> 園の中期計画として、2023～2027年度の5か年に亘る事業計画を策定しています。子どもたちがのびのびと元気に育ち、自分色の花を咲かせることを願い、2022年に園名を「ののほな保育園」に変更した経緯を踏まえ、「一人ひとりの個性を認め合い、優しく、助け合う気持ちを持った子どもを育てる」をテーマとして、業務効率化とサービスの向上、保育内容の充実化、地域子育て支援の向上、保育人材の育成、施設・設備の改修の5つの重点課題と各々の対策を明示して順次改善に取り組んでいます。事業計画の内容は定期的に進捗確認と見直しを実施しています。なお、課題に対する具体的な成果目標や期間・工程等の明確化が期待されます。	

【5】 I-3-(1)-②
中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

b

<コメント>

法人及び系列園ごとに単年度の事業計画を策定し、経営会議や園長会議を通じて法人組織全体で共有化を図っています。事業計画の内容は、当該年度に実施予定の保育事業とクラス編成、行事予定などのほか、地域交流事業や保育学生の受け入れ、人材育成・職員研修、職員配置等について記載しています。園の中期計画及び年度事業計画は、職員会議等で全職員に周知するとともに、専用ファイルに綴じて事務所に配置し、随時確認できるようにしています。なお、年度事業計画は中期計画と連動した内容にはなっていません。また、具体的な成果や数値目標等の明確化も期待されます。

(2) 事業計画が適切に策定されている。

【6】 I-3-(2)-①
事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

b

<コメント>

事業計画の内容は、園の自己評価結果や各会議の検討結果等を踏まえ園長が素案を作成し、法人の園長会議の意見等を加え策定しています。計画策定にあたり、職員による園の強みや短所などの分析結果や意見を取りまとめて反映するほか、非常勤会議の結果等も積極的に取り入れています。また、法人及び系列園の事業計画を一つにまとめ、法人内で共有化しています。園の事業計画は年度当初の職員会議等で全職員に説明し、文書も回覧し周知しています。事業計画の進捗状況は、法人の経営会議で確認するほか、年度後半に園長・主任で定期的に進捗状況を確認し、必要に応じて見直し・修正を行っています。なお、職員ごとの認識の相違から、計画内容の周知・理解浸透のためのさらなる取組が必要と捉えています。

【7】 I-3-(2)-②
事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

b

<コメント>

園の正面入口付近に保護者用の資料閲覧コーナーを設け、園の中期計画や事業報告、内部監査結果、決算報告書等の情報公開文書をまとめたファイルを設置し、随時閲覧できるようにしています。事業計画の主な内容は、園の自己評価結果とともに年度当初の保護者懇談会等を通じて園長から説明を行っています。一方、保護者への周知・理解状況の確認は実施していないほか、参加を促すための取組は今後の課題と捉えています。

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価
結果

【8】 I-4-(1)-①
保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

a

<コメント>

給食会議やカリキュラム会議等を通じて保育実践の振り返りと評価を実施するほか、年1回必ず園の自己評価を行い、前年度の事業報告の内容と併せて職員間で内容を分析・検証し、次年度の事業計画や全体的な計画、年間指導計画に反映するなど、園全体で改善を図る体制を構築しています。2023年度は保育園向けアプリの導入による保育サービスの質向上と業務効率化、保育参加や園行事・ドキュメンテーション等による保護者への保育内容の可視化、法人系列園との合同育児講座の開催などの取組を推進しています。第三者評価の定期的な受審も行っています。

【9】 I-4-(1)-②
評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

b

<コメント>

法人による施設運営管理の評価、園の自己評価、保育士等の自己評価の3つの視点から運営を評価する仕組みを構築し、全体的な計画に明示して組織的に推進しています。自己評価は法人独自の基準を用い、年1回全職員が参加して自己評価を実施するほか、園長・主任が取りまとめた評価結果を踏まえて職員会議で話し合いを行い、課題の共有化を図るとともに、事業計画や全体的な計画、年間指導計画等にも反映して順次実行しています。また、毎月1回法人の業務執行理事が来訪し、運営状況の視察と助言を行っています。なお、自己評価結果に基づく改善策の実施状況の確認や、見直しのための体制整備が必要と捉えています。

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価 結果
<p>【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</p>	b
<コメント>	
<p>園長は、年度当初の職員会議や園内研修等を通じて自らの所信を表明し周知を図るほか、保護者に対しても重要事項説明書や園だより、ホームページ等に自身の保育方針を掲載し、入園説明会や保護者懇談会等で説明しています。職員組織図を用いて緊急時の指示系統を明確化するとともに、災害発生時の対応表に園長不在時の権限移譲について明示し、会議や内部研修等を通じて職員の意識共有に努めています。また、主任以下の現場リーダーへの権限移譲についても、次席保育士ほか当日の勤務体制に応じて順位を定め、毎日の打合せで周知・確認を行っています。一方、職務分掌など、園長の役割・責務を明確化した文書は策定していません。</p>	
<p>【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	a
<コメント>	
<p>園長は外部の会合や研修等への参加を通じて、各種法令に関する情報収集に努めています。また、法人の経営会議や園長会議等で情報を共有するとともに、園内の各会議やミーティング等で随時職員に周知しています。児童福祉の関係法令など保育従事者に必須の法令は、園内研修で取り上げ、業務マニュアルにも反映して実践を促すほか、ハラスメント防止や労働法規等についても、法人事務長を講師として研修会を開催し、職員の理解・浸透を図るなどの取組も行っています。職員の基本姿勢を示した「保育に携わる姿勢について」に法令の理解・実践を明示するとともに、全国保育士会倫理綱領の読み合わせを行い、職員の意識向上に努めています。</p>	
(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	
<p>【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	a
<コメント>	
<p>園長は、前年度の事業報告や園の自己評価等を踏まえて保育の内容を分析・評価し、継続的に改善策を検討しています。改善すべき課題は職員会議を通じて園全体で協議するとともに、給食会議やカリキュラム会議等で多面的に検討し、情報の共有化と実践に繋げています。職員の改善提案を積極的に採用するほか、非常勤会議を毎月開催し、園長が出席して意見交換と情報共有を行うなど、職員の主体性や意欲を引き出す職場環境づくりに努めています。法人系列園と合同研修会を開催するとともに、保育実践に関する最新の書籍やDVD等の教材を積極的に導入・活用する等、園全体で保育の質向上を図る取組を推進しています。</p>	
<p>【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	a
<コメント>	
<p>園の人事・労務・財務は園長と法人本部で情報共有し、地域の保育ニーズ等を踏まえ運営改善に向けた分析を行っています。職員会議や非常勤会議等を通じて園の運営状況や今後の課題等を全職員に説明するほか、中期計画に今後の方向性を示すなど、園長自ら率先して経営改善と業務実行性を高めるための取組を行っています。法人系列の各園を紹介した文書を保育士養成校に配布し、ホームページ等を通じて積極的に採用活動を展開するとともに、研修参加を推奨するなど、人材確保と育成のための体制充実化にも努めています。休暇取得や時間外労働の最小化を図るとともに、職員の主体性を尊重し、個性や意欲を引き出す職場環境づくりを推進しています。</p>	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価 結果
<p>【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	a
<コメント>	
<p>園の管理運営規定や事業計画に年度ごとの職員体制を明文化し、国の設置基準以上の保育士を配置しています。法人・園の人材育成計画に基づき、職務経験年数及び全職員共通の育成方針を明示するとともに、各々に必要とされる知識・技術・能力等の期待水準と受講すべき研修内容を示し、育成に努めています。中期計画の重点目標に保育内容の充実と人材の育成を重点目標に掲げ、職員研修の充実化や職員間の交流・連携、バランスのよい職員階層の構築など、様々な具体策を列記して順次実行しています。男性保育士の積極的な採用とともに、養成校との連携強化や職員の意欲を高める職場環境づくりなど、人材確保・定着のための様々な取組を行っています。</p>	

【15】 Ⅱ-2-(1)-②
総合的な人事管理が行われている。

b

<コメント>

法令遵守や接遇対応など、職員の基本姿勢を示した「保育に携わる姿勢について」を定め、毎年職員間で読み合わせを実施して周知と実践を促しています。年度ごとに目標管理面接を行い、年3回の面談を通じて個人目標の設定と進捗状況を確認し、個々の資質向上を図るとともに、面接結果に基づき異動や研修の受講勧奨を行うなど、職員の育成や専門性向上にも努めています。意向調査の際等に処遇水準に関する意見を聴取し、法人本部と共有して改善に繋げる取組も行っています。一方、明確な人事基準や業績・能力等の評価に基づく人事評価の仕組みは設定していないほか、職員が将来像を描けるキャリアビジョンの構築も今後の課題となっています。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

【16】 Ⅱ-2-(2)-①
職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

a

<コメント>

園長を労務管理の責任者として、職員の就業状況を毎月確認し管理しています。職員の健康状態に留意し、随時声掛けや面談のほか、必要時は受診も勧奨しています。法人本部にハラスメントの相談窓口を設置し、月1回来訪する法人の業務執行理事にも直接相談可能な体制を整備しています。職員の負担軽減や業務円滑化に鑑み、随時応援可能な勤務体制を確保するとともに、個別の事情に応じて休暇取得や勤務シフトへの反映など、職員のワーク・ライフ・バランスにも配慮しています。福利厚生の実施及び時間外労働の最小化、職員同士が交流しやすい雰囲気作りなど、職場環境の改善を推進し、保育全体の質向上や職員の定着率向上にも努力しています。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

【17】 Ⅱ-2-(3)-①
職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

b

<コメント>

目標管理面接を実施し、年3回園長との面談を通じて個別目標の達成状況を確認し、各々の資質向上を図る取組を行っています。個別目標は、自己啓発と担当業務の改善、園全体の改善の3つをテーマに各自で設定し、専用の書式に振り返り結果を記載して、園長と職員で相互に認識を共有しています。新任とベテラン職員がペアを組み教育・指導を行う「トレーナー制度」を実施するほか、各種マニュアルの整備や、職員の経験年数や知識・技術に応じて業務OJTを実施するなど、職員の効果的な教育・育成に配慮しています。一方、個別目標は明確な目標水準や期限の設定がないほか、職員ごとに目標及び達成方法の具体性にばらつきが生じています。

【18】 Ⅱ-2-(3)-②
職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

b

<コメント>

中期計画に「保育人材の育成」を掲げ、園全体の保育の質向上のための教育・研修体制の構築推進に努めるほか、職員の基本姿勢として「保育に携わる姿勢について」を定め、全職員に周知し実践を促しています。主任が研修を担当し、各年度の研修計画を策定して順次実行するほか、現場ニーズや職員の要望等を踏まえて研修テーマを設定し、随時評価・見直しを行い次年度の研修内容に反映しています。2022年度は人権、感染症対策、心肺蘇生等の園内研修を開催したほか、系列園と合同の「わらべ歌遊び」と「リズム遊び」の実践研修や障害児保育等のオンライン研修も実施しています。一方、非常勤職員に対する研修の充実化が課題と捉えています。

【19】 Ⅱ-2-(3)-③
職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

b

<コメント>

園長は職員の知識・技術や資格の取得状況等を把握し、法人本部と情報共有しています。マニュアルの整備や業務OJT、トレーナー制度など、各々のスキルアップと職員間の交流促進に留意しています。様々なテーマで園内研修を開催し、外部研修の開催案内を掲示や回覧で周知し参加を募るなど、勤務形態に関わらず受講を奨励しています。様々な時間帯での園内研修の開催やオンライン研修の活用等、柔軟な学習機会の確保に努めるほか、系列園との協働による実践研修のシリーズ開催などの取組も行っています。一方、コロナ禍の影響等により、職種別・階層別研修は現在休止中となっていることから、今後再開していくことが期待されます。

(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
[20] II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。		b
<コメント> 次世代の良質な保育人材の育成と、実習指導を通じた保育の質と専門性の向上を基本姿勢に掲げ、保育実習生の受け入れを行っています。園長・主任が窓口となり、マニュアルを定めて対応を明確化しています。事前の面談で本人の希望や目標・課題等を聴取し、実習内容に反映するほか、実習生の主体性尊重と丁寧な振り返りに留意しています。園長自ら実習指導者向けの研修に参加し、効果的な実習指導のための知識・技術の習得に努めるとともに、各クラスの職員にも指導上の留意点等を説明し、認識を共有出来るようにしています。なお、受入実績が少ないことから、今後さらなる積極的な受け入れに向け、養成校との交流・連携促進が必要と捉えています。		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
[21] II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。		b
<コメント> 法人・園のホームページを開設し、保育理念や法人の設立趣旨、沿革のほか、決算資料や定款、役員名簿、報酬規程等の情報を公開しています。また、園の保育方針やクラス編成、開園時間等の情報とともに、第三者評価結果の検索用URLも掲載しています。保護者から出された苦情・要望は、園だよりのほか説明文書を作成し配布・掲示するなどして公表しています。戸塚区主催の保育園幼稚園紹介イベントに参加し、園の紹介パネルの展示を行う等、地域に向け積極的に情報を発信しています。なお、園入口の掲示板に子育て支援事業の案内文書を貼付し、来園者にパンフレットを配布していますが、地域へのさらなる情報発信は今後の課題と捉えています。		
[22] II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		a
<コメント> 経理規定や事務決済規程、適正な業務執行の確保に関する規程など、法人共通の各種規程を整備して組織運営のルールを明確化しています。法人内にコンプライアンス委員会を設置し、法令遵守に関する検討を実施するほか、業務執行理事を2名配置し、毎月1回各園を訪問して園の運営状況や保育環境の視察を行い、適宜助言を行うとともに、職員からの相談等に応じる体制を整備しています。また、法人監事による内部監査を年1回実施するほか、法人顧問の会計事務所による月次監査を実施して、適正かつ健全な事業運営に努めています。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者評価結果
[23] II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。		b
<コメント> 全体的な計画に「地域・社会への貢献」を、中期計画に「地域の子育て世代が求める支援の充実化」を明示し、園庭開放・交流保育・育児講座等の地域子育て支援事業を推進しています。町内会に加入し、地域行事の協賛や防災訓練への参加を行うほか、地域の公立保育園や法人内外の小規模保育園との交流・連携を実施し、地域の小学校からの訪問も年1回受け入れています。園入口に資料閲覧スペースを設け、医療・福祉関連や子育て支援、各種イベント等のチラシや冊子等を設置し、随時情報提供と相談対応を実施するほか、地域の児童発達支援事業所とも連携しています。一方、地域交流の基本姿勢の明文化がないほか、コロナ禍以降活動を休止しています。		
[24] II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。		b
<コメント> ボランティア受入の基本姿勢に「活動を通じた地域の支え合いとともに、園児との触れ合いを通じて地域社会との相互理解を深める」ことを掲げ、園長・主任を窓口として随時受付を行っています。マニュアルに基づき、受入手順や留意事項等を明確化するほか、ボランティアとの関わり方として「対等な関係性の維持」「約束ごとや守秘義務の遵守」「ボランティアの活動範囲の理解」の3点を基本ルールに明示し、職員間で認識共有しています。また、地域の小中学校などの要請に応じて職業体験等を受け入れる方針としています。一方、学校教育への協力の基本姿勢の明文化がないほか、ボランティアや職業体験等の受入実績がなく、今後の課題と捉えています。		

(2) 関係機関との連携が確保されている。		
[25]	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<コメント>		
地域の保育関連施設や行政、医療機関等をリスト化し、各々の機能、特性を職員間で情報共有しています。戸塚区の園長会や幼保小連携事業等に参加するほか、関係施設団体の会合や戸塚区保育・教育施設職員研修にも職員を派遣しています。また、区主催の保育園紹介イベントや戸塚区子育て支援拠点の企画に協力し、パネル展示や園庭開放を行う等の取組も行っています。要保護児童対策地域協議会への参加はありませんが、虐待など配慮が必要な事例には、管轄の児童相談所や区のこども家庭支援課と協働して迅速な対応に努めるほか、地域の福祉関係機関と連携し、子ども・保護者のアフターケアを含めた地域のネットワーク化にも協力を行っています。		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
[26]	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<コメント>		
戸塚区の園長会や幼保小連携事業等に参加するほか、地域の公立保育園や連携する法人外の小規模保育園等との交流を通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めています。また、地域の民生・児童委員を園の第三者委員として選任し、定期的に意見交換を実施して、地域の生活課題等の把握にも努力しています。地域子育て支援事業として、育児講座や園庭開放等を実施するほか、園見学の際などに育児相談に応じる体制を整備していますが、地域住民に対する相談事業などは実施していません。		
[27]	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<コメント>		
中期計画に「地域子育て支援の向上」を明示し、園庭開放の充実化や法人系列園と合同の育児講座の開催、町内会に対する子育て支援事業のPRなど、地域の福祉ニーズに沿った様々な事業・活動の実施に努めています。また、園内に設置したAED（自動体外式除細動器）を地域に貸出可能とするなど、可能な範囲で園の設備・機能を地域に提供する試みを行っています。一方、地域の防災対策やコミュニティの活性化への協力など、公益的な事業や活動は実施していないほか、園の専門機能を発揮したさらなる育児支援の取組も今後の課題と捉えています。		

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価 結果
[28]	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<コメント>		
保育理念に「意志を持った一人の人格として子どもを尊重する」を掲げ、子どもの人権を尊重した保育実践に努めています。子どもの人権・権利擁護に関するマニュアルを策定し、全国保育士会倫理綱領や人権擁護チェックリスト等を用いて定期的に振り返りを行い、会議や打ち合わせ等で子どもの権利や個別性を尊重した保育のあり方を職員間で協議しています。性差への先入観をなくし、異年齢保育等を通じて子どもが相手の気持ちを理解し、思いやりの心を育む関わりに努めるとともに、服装やおもちゃ・遊びなど子どもの意思や主体性、感性を大切にされた保育を心掛けています。保護者に対しても、国籍や文化、価値観などの相違や多様性を尊重する方針を説明しています。		
[29]	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
<コメント>		
職員の基本姿勢を定めた「保育に携わる姿勢について」に、子ども・保護者の個人情報やプライバシーを含む守秘義務のあり方を記載して周知しています。随時パーテーションやシェード等の備品を活用し、水遊びの際は全身を覆うラップタオルを採用するほか、子ども一人ひとりの発達状況に応じてプライベートゾーンを守ることの大切さを繰り返し説明し、意識付けを図っています。なお、プライバシー保護の基本的な考え方や具体的な対応を示したマニュアル等は策定していません。今後、子ども・保護者にとってより安心・快適な環境整備の推進に向け、園全体でプライバシー保護のあり方を明確化し、園と保護者間で認識を共有する取組が期待されます。		

(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

【30】 Ⅲ-1-(2)-①
利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

b

<コメント>

法人・園のホームページを開設し、理念・保育目標とともに、園が目指す保育として、食育や自然とのふれあい、子ども・保育士間の信頼関係の構築、様々な経験を通じ子どもの個性を伸ばす保育実践など6つの方針を明示しています。また、日々の保育の様子や給食・食育活動等を豊富な画像とともに紹介しています。園の概要や保育内容等を詳しく紹介したパンフレットを作成し、来訪者に配付するほか、戸塚区主催の保育園紹介イベントでパネル展示も行っています。園見学は1回3組までを対象に園長が説明を行うほか、配布資料や説明の内容も随時見直しています。なお、関係機関への資料送付など、今後さらなる周知のための取組が必要と捉えています。

【31】 Ⅲ-1-(2)-②
保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。

b

<コメント>

保育の開始にあたっては、写真・イラスト等を多用したドキュメンテーション資料を用い、入園説明会等で詳しく説明するとともに、重要事項説明書に沿って園長から丁寧に説明を行っています。必ず保護者の同意を得るほか、質問や要望等を聴取して意見交換し、保護者の安心感にも配慮しています。保育内容の変更の際は、保育園向けアプリを活用するとともに、案内文書や園だよりで通知し、必要に応じて個別連絡も実施しています。なお、配慮が必要なケースは個別対応を行うほか、中心となる家族の方と確実な情報伝達に配慮していますが、文書等でのルールの明確化など、職員間の認識の統一化に向けたさらなる工夫が必要と捉えています。

【32】 Ⅲ-1-(2)-③
保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。

b

<コメント>

保育所の変更の際の手順を定め、保護者の求めや同意に基づき口頭による情報提供を実施するほか、必要性に応じて文書を作成するなど、状況に応じた柔軟な対応を実施しています。転園や卒園の際は、子どもや保護者に対しいつでも遊びに来てよいことや、随時相談が可能な旨を口頭で伝えています。また、卒園児及び保護者の対応は、担当した保育士とともに園長・主任が対応を実施し、実際に卒園児が園に来訪した事例や、保護者に対する相談対応、学校関係者との情報交換等を行った事例もあります。なお、利用終了後の相談方法や担当者を明示した文書の作成は行っていません。

(3) 利用者満足の向上に努めている。

【33】 Ⅲ-1-(3)-①
利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

a

<コメント>

職員は日常場面を通じて子どもの言葉や表情、遊びの様子などから子どもの満足度の把握に努めるほか、カリキュラム会議や日々の打合せ等で協議し、保育の内容に反映しています。また、個人面談や保護者懇談会を通じて、直接保護者から意見を聴取しています。保護者懇談会はクラス担任とともに園長も出席し、保護者の意見や要望を事業運営に反映しています。年1回保護者アンケートを実施し、保護者の意向把握を行っています。保護者アンケートの結果は園長が分析と取りまとめを行い、職員会議を通じて検討するとともに、改善策を協議して園全体で改善に取り組んでいます。

(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

【34】 Ⅲ-1-(4)-①
苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a

【判断した理由・特記事項等】

法人の苦情解決規程とともに園の苦情対応マニュアルを整備し、受付から解決までの流れや様式等を定めて対応を統一化しています。苦情受付担当者にクラスの主任を、苦情解決責任者に園長を配置し、園独自の第三者委員を2名選任しています。園に寄せられた苦情・要望は、職員会議等で対応を協議し、専用ファイルで情報を管理しています。また、法人の経営会議でも情報を共有し、第三者委員にも定期報告を行っています。園入口に苦情解決体制を掲示し、意見箱を設置するとともに、重要事項説明書にも掲載して保護者に周知しています。対応の結果は保護者懇談会や園の自己評価、保育園向けアプリ等で公表するほか、内容に応じて個別の説明も行っています。

【35】 Ⅲ-1-(4)-②
保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。

b

<コメント>

重要事項説明書に園の苦情解決体制を明示し、保護者に説明するとともに、園入口横に意見箱と苦情申出の説明文書を配置して、いつでも相談可能であること、通報者に不利益が生じないこと等を明記し、随時受付を行っています。保護者アンケートを定期実施するほか、保護者懇談会や個人面談など保護者の意見を聴取する方法・手段を複数確保しています。職員に対し、園内研修等を通じて保護者の要望・意見に真摯に対応することを意識付けています。園入口横に「お話室」を設置し、相談者のプライバシーに配慮して面談等を行っています。なお、行政機関や横浜市福祉調整委員会等の外部の権利擁護機関についても、周知することが望まれます。

【36】 Ⅲ-1-(4)-③
保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

a

<コメント>

職員の基本姿勢を定めた「保育に携わる姿勢について」に、接遇や保護者との関係性の構築、意見・要望の尊重等を明文化し、全職員に周知して意識付けを図っています。苦情対応マニュアルを用い、具体的な対応と報告手順を図式化して対応を統一するとともに、即日対応を行うことや、対応に時間を要する場合は必ず申し出者に説明すること等をルール化し、迅速な対応に努めています。当番職員が毎日意見箱の確認を行うとともに、保護者から寄せられた意見・要望は、日々の打合せや職員会議、非常勤会議等で共有し、逐次改善に繋げています。苦情対応マニュアルは年度末に見直し・改訂を行い、年度当初の職員会議で読み合わせも実施しています。

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

【37】 Ⅲ-1-(5)-①
安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

b

<コメント>

事故が起きた時は、園長や主任が対応しています。委員会は設置していませんが、毎日の「打合わせ」で事故発生時の対応を職員に伝え、職員会議で事故報告と集計、分析、考察を行って情報を共有しています。安心と安全を脅かす事例は、行政の通達や報道などから収集し、その都度打ち合せや会議で周知を図っています。また、ヒヤリハットマニュアルには、公園の危険箇所、水遊び、プール使用時、誤嚥、窒息など場面毎のリスク回避を記載しています。事故対応マニュアルや事故発生時対応マニュアル、事故発生フォーマットを整備していますが、園は全職員への周知はこれからの課題と捉えています。

【38】 Ⅲ-1-(5)-②
感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

a

<コメント>

園長は、責任者として、感染症対策に取り組んでいます。感染症対応マニュアル、感染症予防・まん延防止マニュアルを整備し、行政通達など内容が変更される都度、マニュアルを変更しています。「感染症対策」の園内研修は、職員が参加できるよう実施日を2日設けて周知徹底を図っています。毎日、感染症や病欠の理由を掲示板に記入し情報提供をしています。また、連絡帳で事前に欠席の情報を得たり、保健所の連絡を受け、在園児に嘔吐や軟便などの症状が出た時は、直ちに使用箇所の消毒を念入りに行うなど予防策を講じています。子どもたちには、手洗いの方法を指導し、手洗い場はペーパータオルを使用しています。保護者には、保健だよりで情報提供をしています。

【39】 Ⅲ-1-(5)-③
災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。

b

<コメント>

園は、火災・地震発生時の対応として隊長を園長として自衛消防隊を組織し、職員の役割分担を決めています。災害時対応マニュアルを整備し、更に園は専門家の意見から復旧計画及び災害時における給食提供マニュアルを整備して事業継続計画を作成しています。食料や備品類等の備蓄リストを作成し、発電機の使い方やガス釜の使用方法なども周知しています。年間防災計画を作成し、毎月様々な状況に応じた避難訓練と年に1回保護者と引き渡し訓練を実施しています。また、消防署と連携し、起震車体験をおこない災害時の対応を学ぶ機会を設けています。園は、地元行政や自治会等との連携はこれからの課題と考えています。

2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	第三者評価 結果
<p>【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。</p>	b
<p><コメント></p>	
<p>保育についての標準的な実施方法は、マニュアルや手順書、クラス毎のデイリープログラムなどに記載しています。子どもの尊重や権利擁護に関わる姿勢は、保育理念や「保育に関わる姿勢について」、運営規定などに明示しています。プライバシーに配慮した保育を実施していることは、調査の際観察できましたが、今後は、姿勢について明文化されることが期待されます。園長は子どもの様子を見て回り、保育日誌や月案、週案などの指導計画で標準的な実施方法に基づいて保育を実施しているか確認しています。保育は子どもの主体性を重んじており、保育実践は画一的なものとならないよう努めています。</p>	
<p>【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>指導計画の基本となる全体的な計画について毎年、年度末に見直しを行っています。その際にマニュアルや手順書なども職員会議で職員が子どもの様子や状況の意見を出し合っ見直しを行っています。また、日々の保育日誌やカリキュラム会議等で振り返りを行い、必要に応じて内容を変えています。例えば、プール・水遊びでは日よけの方法を変えたり、残留塩素測定の結果をふまえて変更したりしています。また、0歳児の延長保育利用が多いことから、0歳児がゆっくりできる体制を取るため、合同になる時間を遅くするために職員数を増やして対応するなど、状況に応じて職員や保護者等の意見や提案を反映する仕組みができています。</p>	
(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	
<p>【42】 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>園長は指導計画の責任者として全体的な計画に基づいて作成された各指導計画などを確認しています。指導計画は、クラスの職員間で立案して園長に提出し、園長は必要に応じて助言や指導を行い、カリキュラム会議で確認しています。個別指導計画は入園時の児童票や個人面談などで把握した子どもや保護者の情報や意向と共に入園後の経過記録を踏まえ、担当が職員や栄養士などの意見も反映して作成しています。戸塚区役所や横浜市戸塚地域療育センター等と連携を図っています。また、支援困難ケースへの対応は、中心となる家族の方と連絡を取りながら適切な保育が提供されるよう努めています。</p>	
<p>【43】 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。</p>	b
<p><コメント></p>	
<p>指導計画の見直しは、カリキュラム会議で、子どもの発達や状況に応じて、振り返りを行っています。年間指導計画は四半期毎、月間指導計画は、前月の子どもの姿・振り返りを記載し、次の計画に反映しています。個別指導計画は、保護者と情報交換をして方向性を共有し、見直しています。緊急に計画を変更する必要がある時は、担当が園長、主任と協議し、打ち合わせで職員に周知する仕組みはありますが、事案はまだありません。カリキュラム会議では、職員の意見から、年齢にこだわらずに玩具を用い、リズム遊びを0歳児の乳児から取り入れたり、見直しを次に繋げています。見直した内容を全職員へ周知することはこれからの課題と捉えています。</p>	

(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

【44】 Ⅲ-2-(3)-①
子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

b

<コメント>

園は、子どもの状況について把握した情報は、児童票、経過記録などの統一した様式に記録しています。乳児クラスと配慮が必要な子どもは、個別指導計画を作成し、実施状況を記録しています。個別指導計画はカリキュラム会議などで毎月、評価と見直しを行っています。記録は園長・主任が確認し、書き方を指導していますが、差異がないようにしていくことは今後の課題とします。保育日誌の金曜日の欄に子どもの成長や様子が良く分かるエピソードが綴られているのが特徴的です。園での情報は、会議で共有され、欠席者には議事録を渡して情報共有に努めています。また、毎日の打合せで必要な情報を伝え、打ち合わせノートで周知しています。

【45】 Ⅲ-2-(3)-②
子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

<コメント>

文書管理規程により、子どもの記録の分類、整理、保管、保存、廃棄を定めています。個人情報の不適正な利用や漏えいに関しては、就業規則やのりのはな保育園運営規定で周知しています。園長は、記録管理の責任者として必要な取組を行っています。職員には、毎年4月に個人情報保護を伝えると共に、特に漏えいに関して注意喚起を行っています。また、会議でも個人情報に関して話し合う機会を持ち、事故防止の観点からダブルチェックをするなどその都度対応していますが、今後は、周知を更に徹底したいと考えています。保護者には、入園説明会で個人情報の取り扱いについて説明し、同意を得ています。また、写真使用などについては、アンケートを実施し確認しています。

内容評価基準(20項目)

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	b
<p><コメント></p>	
<p>全体的な計画は、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえ、園の保育理念や保育方針、保育目標などに基づき、法人が作成したものを基に、年齢ごとの子どもの保育目標や養護（生命の保持・情緒の安定）や教育（健康・人間関係・環境・言葉・表現）、健康支援、食育の推進、環境及び衛生管理、安全対策などについて、園の独自性を活かし具体的な取組が挙げられています。年度末のクラス毎や全体の振り返りを話し合い、職員の意見を園長・主任が集約して、評価・見直しを次の作成に活かしています。全体的な計画の作成に職員が参画していますが、全職員に周知するのは今後の課題と捉えています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>園ではエアコンを使用し、保育室には温湿度計が設置され、暑さ指数も掲示して、熱中症に気を配っています。施設は十分な採光がありますが、夏季は暑いためカーテンを工夫したり、遮光カーテンを設置して調節し、常に適切な状態を保持しています。衛生管理マニュアルなどに沿って玩具や設備の衛生管理に努め、寝具は布団乾燥を年3回実施しています。乳児の保育室は柔らかい素材の床材を使用し、子どもの発達や活動内容に合わせ家具や遊具の素材を考慮しています。また、サークル、机、マットなどを使用してコーナーを作り、子どもがくつろぎ落ち着いて遊べるよう工夫しています。絵本コーナーや別室を用いたり、パーテーションを置くなどして落ち着ける場所、クールダウンする場所も用意しています。手洗い場は各保育室内にあり、トイレも1・2歳児クラスは保育室に設けられていて子どもの利用しやすい動線になっていて、明るく清潔に保たれています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>子どもを受容するために大切なことは、子どもの視線に立って、今どんな気持ちでいるのか、一人ひとりの子どもを把握し、子どもを尊重することだと考えており、日々の保育の中でも、子どもにとって何が有益なのか話し合いながら保育を実施するよう取組んでいます。子どもが安心して自分の気持ちを表現できるよう見守る時間を大切にしています。また、子どもの表情や仕草から子どもの気持ちを汲み取るよう努めています。保育者目線ではなく、子どもの気持ちを大切に、する・しないを尊重して応えるようにしています。また、保育士は、絶えず優しく声かけし、靴を上手に履けない子どもに、やり方を教えたり、ゆっくり待つ様子も見られ、せかしたり、制止させる言葉は用いないようにしています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>基本的な生活習慣を身につけるには、子どもの状態を見ながら援助することを大切にしています。できたことを褒め、子どもができたことが嬉しいと感じて、次の意欲に繋がるよう声掛けしています。子どもの状況や状態を職員間で共有し、一人ひとりの子どもに対応して援助をしています。子どもがやりたくない時もあるとして、「今日は手伝って良いかな」と聞きながら援助しています。幼児は縦割り保育を実施していますが、3歳児クラスは、食事、着替え、午睡などの生活の場面はクラスで過ごすことで無理なく生活できるよう配慮しています。早朝登園の子どもは、必要に応じて午前寝したり、夕方は休息を取るなど子どもの生活リズムに応じてバランスが保たれるようにしています。</p>	

【A5】 A-1-(2)-④
子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

<コメント>

子どもが自分で考えて選んで遊べるよう、乳児クラスは手の届く場所に子どもの人数に合わせて玩具の数を多く配置し、幼児クラスは複数のコーナーを設定して、好きな遊びが選択できる環境を整備しています。園庭では、かけっこや縄跳び、鉄棒など元気に身体を動かしています。室内では乳児も幼児もリズム遊びなどで身体全身を使って活動しています。また、散歩で公園に出かけ、少しずつ歩く距離が延びる取組を実施しています。お店屋さんごっこや運動会では、日々の保育の中で、子どもたちが話し合い、友だちと協同して自発的に活動できるよう援助しています。園庭や近隣の公園など四季の自然に触れています。散歩では、交通ルールを学び、近隣の人々と挨拶を交わしています。職員の公園清掃に子どもも協力するなど、地域の美化運動を体験しています。また、公園にいた親子に園児が話しかけ、共に遊ぶ姿が見られます。

【A6】 A-1-(2)-⑤
乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

0歳児の保育においては、子どもの生活リズムや状況に合わせ、午前寝や夕方は休息をするなど一人ひとりの子どもに対応して長時間過ごすことへの配慮をしています。子どもとは、抱っこなどスキンシップを図り、安心して、情緒の安定が保たれるよう密な関わりを持っています。子どもの表情から気持ちを汲み取るよう努めています。生活の中ではわらべ歌を取り入れて接する事で、子どもの表情も豊かになっています。子どもの発達や月齢に応じて指先や手を使う遊びを取り入れるなど、興味・関心を持つことが出来るよう配慮しています。発達過程に応じた遊びの工夫や食事の援助をしています。また、まだ歩けない子どもも外気に触れる機会として散歩に行っています。保護者とは連絡帳アプリを用いて情報交換を図ると共に会話も大切にしている、子どもの様子を伝え、離乳食などの相談をしています。

【A7】 A-1-(2)-⑥
3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

1・2歳児の保育においては、遊びや生活の中で子どもが自分でしようとする気持ちを尊重して、子どもの状況に合わせて対応しています。保育士は、子どもの欲求に応え探索活動が出来るよう職員間で連携して安全に気を配っています。公園や園庭では、危険に注意しながら、子どもが好きな遊びを安心して遊べるよう心掛けています。子どもの自分でやりたい気持ち、自我の育ちを受け止め、見守っています。出来ない時は言葉かけをしたり、子どもが気持ちを切り替えるのを待っています。時には、クールダウンするように場所を変えて待つこともあります。取り合いなどのトラブルは、相互の気持ちを伝え、納得できるよう仲立ちをして関わっています。子どもたちは毎日午前のおやつ時間に給食職員から給食で使用される野菜を見せてもらい触れる機会を持っています。子どもの状況をその都度保護者に伝え、連携を図っています。

【A8】 A-1-(2)-⑦
3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

<コメント>

園は、縦割り保育を実施していて、3歳児は、普段から年上の子ども達の遊ぶ様子を興味深く見て、自分で好きな遊びを見つけ、年上の子ども達のやっているよう真似して遊んでいます。一方、着替えや食事などの生活面は落ち着いて自分で自信を持ってできるよう、別の部屋で過ごしています。4歳児の保育に関しては、自分で好きな玩具を選んで遊んだり、友だちと一緒に話し合いながら遊びを工夫しています。5歳児の保育に関しては、みんなで一緒にやる楽しさから運動会の出し物を自分たちで保育士に提案して進めています。お店屋さんごっこでは、制作やお店屋さんをするなど友だちと一緒にやり遂げるといった協同的な活動に取り組んでいます。また、散歩では、ペアになった3歳児の子どもを世話をする姿が見られました。子どもの協同的な活動は、保護者や就学先の小学校には伝えていますが、地域に伝える工夫はこれからの課題と考えています。

【A9】 A-1-(2)-⑧
障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

園内はバリアフリー構造になっていて、エレベーター、みんなのトイレを設置しています。障害のある子どもの個別指導計画は、クラス活動と関連して子どもがどのように関わることができるか考慮に入れて作成しています。計画に基づき、個別配慮をしながら、出来ることは同じように活動するなど、子どもの状況に応じた保育を実施しています。保護者とは、民間療育での対応や家での様子を確認して、共通理解を図って連携を密にしています。主任や職員は障害児研修に参加し、他の職員に周知を図り、内容を共有して保育に活かしています。また、ケース会議を実施して、職員間で情報を共有しています。保護者には園のしおり（重要事項説明書）の「障害児保育について」で、『人は一人ひとりみな違います。障害の有無ではなく、一人ひとりに着目した保育を行うことは保育の原則です。』と伝えています。

【A10】 A-1-(2)-⑨
それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

年齢毎の年間指導計画「園で長時間過ごす子どもへの配慮」の項目に子どもの発達過程や生活リズム、心身状態に配慮するなどを記載し、更に長時間保育デイリープログラムでは具体的な内容が示され、職員は共通認識を持って保育にあたっています。家庭に近い環境を作り、子どもたちが落ち着いて過ごせる環境設定を大切に考えています。個々の子どもの様子や体調など状況により、ゆったりと活動したり、休息したりと個別に対応できるようにしています。0歳児だけで家庭的でゆったりと過ごせるように職員配置に余裕を持つよう配慮しています。現在は、夕食・補食の希望者はいませんが、提供の用意はあります。職員間の引き継ぎは口頭と連絡事項を書いた「引継ぎ簿」を用いて行っています。職員は引継ぎ簿に保護者に連絡した内容・返事等を書いて、次に確認することで保護者への伝え忘れを防いでいます。

【A11】 A-1-(2)-⑩
小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

b

<コメント>

全体的な計画や5歳児年間指導計画に小学校との連携（接続）や就学に関する事項を記載し、それに基づいた保育が行われています。子どもたちは、就学に向けて散歩で近隣の小学校に行ったり、周辺の保育園と5歳児交流保育を行っています。保護者には、懇談会で小学校の生活などを話し、小学校への通学路を一緒に歩いて確認することを伝えています。5歳児担任と園長、主任は幼保小連携事業の研修や会議に参加して情報交換を行い連携を図っています。5歳児担任は、保育所児童保育要録を作成し、園長が確認しています。今後は、さらに小学校や小学生と交流し、小学校を知る機会が増えることを期待します。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価
結果

【A12】 A-1-(3)-①
子どもの健康管理を適切に行っている。

a

<コメント>

子どもの健康管理マニュアルを整備して、職員は、毎朝健康観察を行って健康状態を把握し、お昼の打ち合わせで周知しています。子どもの体調の変化やけがなどは、直ちに園長に報告し、必要に応じて事前に保護者に電話で状況を伝え、降園時に事後の対応を話し合い、次の登園時に確認をしています。保健計画は、年間目標、毎月・期毎の保健目標と配慮、健康習慣、清潔週間など具体的な取組を記載しています。既往歴や予防接種の状況などの新たな情報は、その都度保護者から連絡帳アプリや口頭で知らせてもらう他、基本的に年度末、保護者に健康台帳を確認してもらっています。保健だよりを発行して、子どもの健康に関する情報を伝えています。乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識を習得し、必要な取組を実施しています。保護者には、入園説明会でSIDSに関する取組を伝え、0・1歳児の懇談会で再度確認しています。

<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	a
--	---

<コメント>

年に2回、健康診断と歯科健診が行われ、結果は健康台帳に記載し、職員間で共有しています。保護者には結果を連絡帳アプリで知らせています。子どもたちには、行事として虫歯予防の日に、年齢に応じて分かりやすくカバの歯模型を使用して歯磨き指導を行うなど、歯磨き、手洗いに気を付けています。また、囁託医とは、子どもの健康に関して日頃から相談したり、助言を受け、情報提供を受けたりと連携を図っています。

<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	a
---	---

<コメント>

アレルギー疾患のある子どもに対して厚生労働省「保健所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基に、子どもの状況に応じた適切な対応をしています。食物アレルギーについては、「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、医師の記入した「アレルギー疾患等生活管理表」を提出してもらい、除去食を提供しています。保護者とは、毎月除去面談を行い、代替えや除去の献立を確認し、病院との関わりや家庭での様子などを共有しています。職員は、キャリアアップ研修や横浜市の研修に参加して、必要な知識・情報を得て対応しています。園のアレルギー疾患、慢性疾患等についての情報は入園のしおりや保健だより等で伝えています。

<p>A-1-(4) 食事</p> <p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>第三者評価結果</p> <p style="background-color: yellow;">a</p>
---	---

<コメント>

園は、子どもが楽しく食べられるよう、食に興味を持てるよう年齢に応じて食育活動をしています。全体的な計画と年間指導計画に食育の項を設け、食育年間計画を整備して年齢毎のねらいや具体的な取組を示しています。乳児は、食材を見て、触ったり、トウモロコシの皮むきをしたり、幼児は、煮干しの頭取りや米研ぎ、味噌汁を作る他、米作りや野菜栽培、健康と食べ物の関わりを学ぶなど様々な活動を行っています。また、食事の援助は、言葉かけをし、子ども一人ひとりに合わせて行っています。食器は強化磁器を使用し、年齢に応じた食器や食具を使用しています。個人差や食欲に応じて対応しています。乳児は、食べきった達成感を大切に様子を見て援助しています。幼児は、自分で希望を伝え、量を加減しています。5歳児は卒園前の3月にリクエストメニューで希望した献立を提供してもらっています。保護者には、給食だよりや園だよりで取組を伝えています。

<p>【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	a
--	---

<コメント>

和食を基本に、季節感を大切に旬の食材を使い、季節に合わせた献立や行事食を取り入れています。国産の安全な食材と無農薬の玄米を使用しています。毎月、郷土料理も取り入れていて、子どもが地図に興味を持ってもらえるよう幼児クラスに大きな日本地図を掲示し、該当する県を塗り、献立名が書かれたイラストと共に示しています。毎月の給食会議で担任から子どもの状況を聞き、喫食状況を把握しています。把握した内容は、味付けや子どもの噛む力などを考慮して調理の工夫に活かしています。栄養士は保育室を廻って食事の様子を見たり、毎日の打ち合わせでアレルギー食や離乳食、クラス毎の様子などの状況を確認しています。給食室の衛生管理は「大量調理マニュアル」に沿って適切に対応し、HACCPに基づいて温度管理をしています。栄養士は戸塚区栄養士会や法人栄養士会に参加して情報交換を行っています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
<p>【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	a
<コメント>	
<p>登園時に家庭での様子を聞き、降園時にその日の子どもの様子を伝え、保護者と情報交換をしています。乳児クラスは連絡帳アプリを用いて、家庭と園の連続性を考慮して連携を図っています。毎月の園だよりに【保育と子育て目標】【食育目標】を記載し、保育室前には月のクラス目標と食育目標を掲示して保護者に理解を得よう努めています。更に、懇談会では日々の様子を伝え、保育の意図や保育内容を伝えていきます。ドキュメンテーションで日々の活動の様子を伝えていきます。1年の成長ぶりが分かるよう綴られていて、保護者は自由に閲覧できます。幼児クラスは保育参加により、1日保育士として一緒に活動し、その後希望者は個別面談をしています。また、運動会やお楽しみ会などの行事では、子どもが友だちと共に活動する様子がみられる機会を活用して、子どもの成長を共有できるよう支援しています。個別面談などの保護者との情報交換の内容は記録しています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
<p>【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	a
<コメント>	
<p>職員は、保護者と笑顔で対応するよう心掛け、毎日の送迎時にコミュニケーションを図るようにしています。また、保護者一人ひとりに向き合い、受け止める姿勢を持つよう努めています。園長は、保護者の相談を最優先したいと考えていて、降園時は事務所にいるように心掛け、言葉かけして、保護者からも声をかけやすいよう気を配っています。保護者とは最低年に1度は個人面談を行って、保護者の要望に合わせて相談に応じています。相談の際は、落ち着いて話しが出来る環境を用意しています。相談内容は、記録し、継続してフォロー出来るようにしています。相談を受けた保育士が適切に対応できるよう、園長の助言を受けられる体制になっていて、必要に応じて、面談に園長が同席して相談に応じることもあります。</p>	
<p>【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	b
<コメント>	
<p>保育士は、朝の受け入れ時の観察や登降園時の保護者の対応、トイレや着替えの際の観察などを通じて、子どもの状況の把握に努めています。虐待防止マニュアルを整備し、発見のポイント、子どもの様子、養育者の様子、初期対応等のチェック項目と関係機関との連携などを示し、職員が可能性があると感じた時の手順を定めています。また、年に1回の虐待に関する園内研修を実施しています。外部の研修を受講した時は情報共有しています。必要な場合は、写真による身体記録や経過観察を行い様子を見るようにしています。また、保護者の状況を見極めながら声掛けや挨拶をしたり、無理のないように話しをゆっくり聞いたりするなどの援助をしています。区をまたいで保健師と連携を取るなど、関係機関と連携を図っています。今後も継続して子どもの権利擁護を推進する取組に期待します。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p>【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<コメント>	
<p>年間指導計画、月間指導計画、個別指導計画などの指導計画や保育日誌などの記録は、振り返りを文章化できる書式になっていて、自己評価は、意図とした保育のねらいが達成されたか記入しています。更に、子どもの成長や個々の子どもの意欲や取組む姿勢を重視しています。自己評価は、期毎、月、週、日と定期的に行っています。日々の打ち合わせや会議では、他の職員の意見やアドバイスを聞くことで色々な方向から保育を見直すことができ、互いの学び合いや意識の向上に繋がっています。職員は、より良い保育をするために、いろいろな見方、柔軟な考えを持って保育の改善や専門性の向上に取組むよう努めています。保育士の保育実践の振り返りを保育所の自己評価に繋げています。</p>	

福祉サービス第三者評価 評価機関

特定非営利活動法人 よこはま地域福祉研究センター

〒231-0013 横浜市中区住吉町二丁目 17 番地 金井ビル 201 号室

TEL : 045-228-9117 FAX : 045-228-9118

URL : www.yresearch-center.jp/ Email : top@yresearch-center.jp



かながわ福祉サービス第三者評価認証機関 第 26 号
東京都福祉サービス第三者評価認証評価機関 機構15-232
社会的養護関係施設第三者評価機関 202205-001-01
